

※ 「社交ダンス教室」が支援金の対象になるかどうか、電話確認のみで行っております。該当するかどうかや、手続きの細かい疑問点は、必ず電話などなさってご自分でご確認ください。

### [1] 東京都「感染拡大防止協力金」

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

適用者：東京都内の「ダンスホール・ダンススタジオオーナー」（フリーランスは対象外）

受給金額：50万円

面積要件：なし

要件：4/16(木)から5/6(水)まで全面休業していること **+追加 5/31まで休業していること**

申請期間：4/22(水)～6/15(日)

申請方法：オンライン、郵送、持参(←感染しないように気を付けて)

- 【注1】 申請書の業態について「社交ダンス教室」は「大学・学習塾等」の「バレエ教室」や「体操教室」の分類になるそうです。
- 【注2】 教室を撮影で使用してのオンラインレッスンについては、東京都では”休業要請の趣旨にしたがっているため、可”との確認をしています（明文化されていないため、実践する際は再度ご自分でのご確認をお願いいたします）。
- 【注3】 ダンサーが”単独で”貸しスタジオを借り、適切な措置を講じたうえでオンラインレッスン用の動画等を撮影した場合、施設は休業要請には反していないことになるそうです（借る場合はスタジオオーナーに迷惑にならないよう、ご自分で都への確認をおこなったうえで借りてください。申請時の帳簿等の提出の際も、通常営業と異なる記入方法が必要とのことです）。他細かい点は上記リンクのページをスクロールし、「よくある質問」を参照し、それでもご不明の場合はお電話にてお問い合わせください。
- 【注4】 専門家(青色申告会・公認会計士・税理士・中小企業診断士)に書類の事前確認を依頼することができます。必ず必要というわけではありません。
- 【注5】 **追加協力金があります。現時点では「緊急事態措置期間の延長による協力金の取扱いにつきましては、改めてお知らせいたします」となっております(2020.5.11時点)。**

### [2] 神奈川県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus-kyoryokukin/index.html>

適用者：神奈川県内の「ダンスホール・ダンススタジオオーナー」（フリーランスは対象外）

受給金額：スタジオ賃借の場合は20万円 所有(親族所有含む)の場合は10万円

面積要件：なし

要件：遅くとも4/24(金)から5/6(水)まで全面休業していること **+追加 第2弾（【注4】参照）**

申請期間：4/24(金)～6/1(月)消印有効（第2弾は第1弾終了後）

申請方法：オンライン、郵送（持参なし）

- 【注1】 申請書の業態について「社交ダンス教室」は「大学・学習塾等」の「バレエ教室」や「体操教室」の分類になるそうです。
- 【注2】 スタジオを撮影で使用してのオンラインレッスンを行っても構わないそうです。他細かい点は「よくあるお問い合わせ」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0204otoiawase.html> をご覧になり、それでもご不明の場合はお電話にてお問い合わせください。
- 【注3】 **独自の上乗せ給付がある市町村もあります。**  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/kanagawa/list/202004/CK2020042502000117.html>  
（WEBニュースのまとめより）  
要件は県の協力金と同じにしてあるところが多いようです。
- 【注4】 **協力金第2段が公表されました。**  
[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin\\_vol2.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin_vol2.html)  
「令和2年5月7日から令和2年5月31日までの全期間（少なくとも期間中20日間、遅くとも令和2年5月12日（火曜日）から令和2年5月31日（日曜日）までの間）」休業した場合とありますが、電話問い合わせしたところ、期間中飛び飛びで営業するのではなく、**5/12(火)～5/31(日)までの全面休業が必要**とのことでした。

### [3] 千葉県「中小企業再建支援金」

<https://www.chiba-shienkin.com/>

適用者：千葉県内の事業者（業種関係なし）

受給要件：休業要請施設（ダンスホールと1,000㎡超の社交ダンス教室）に該当する場合は、少なくとも4/22から5/6(予定)まで休業していること  
追加については  
：売上が前年同月比で50%以上減少していること。

受給金額：賃借の場合は20万円+追加10万円 所有の場合とフリーランスは10万円+追加10万円

申請期間：5/7～8/31(予定)

申請方法：オンライン，郵送

【注1】 1,000㎡未満の社交ダンス教室は県の休業要請の対象外なので、感染防止のために適切な措置を行ってれば、営業はでき、支援金も受給できるそうです。  
(感染拡大防止のため、くれぐれもお気をつけください。自主的に休業されるのも良い判断だと思われます。)

【注2】 **緊急事態措置の延長に伴い、支給額が追加**されました。申請は1回で済むようです。

### [4] 埼玉県「中小企業・個人事業主支援金」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

適用者：感染症拡大抑制のため休業した中小企業と個人事業主(フリーランス含む)

受給要件：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4/8から5/6までの間、7割（20日間）以上休業していること  
ただし、ダンスホールと1,000㎡超の社交ダンス教室については休業要請対象のため、全面休業。

受給金額：賃貸に関係なく、20万円（2か所以上だと30万円）

申請期間：5/7(木)～

申請方法：オンライン，郵送

【注1】 オンラインレッスンの場合も「営業日」にカウントされるそうです。

【注2】 1時間でも営業した場合は「1営業日」に数えるので、感染拡大防止のための適切な措置を行ったうえでの個人レッスンや少人数レッスン、教室からのオンラインレッスン配信は9日間に集約する必要があるそうです。  
(テイクアウトの0.5日ではなく、テレワークとみなすそうです 2020.5.11電話確認)

【注3】 自宅から毎日のようにオンライン配信する場合は、パートナーなどに事業主を分けてはどうかとの提案もありました。  
(税務上等の問題があるかもしれませんので、よく検討し、慎重に行ってください)

【注4】 **緊急事態措置の延長に伴う追加支援については現在検討中**とのことです(2020.5.11電話確認)。

【注5】 活動場所が埼玉県内でも、県外在住の「フリーランス」については対象外、等支給要件が細かく指定されているため、詳細は県の中小企業者等支援相談窓口にお問い合わせください。県外在住の個人事業主で、主たる営業場所（賃貸契約を締結しているスタジオ）が埼玉県内の場合は、おそらく支給対象になるのではないかとのことです(2020.5.11電話確認)。